

いきいき茨城ゆめ国体笠間市案内所設置運営要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会笠間市歓迎・接伴基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体における案内所の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、会場受付案内所及び総合案内所とする。

3 開設場所

会場受付案内所の設置場所は各競技会場に原則として 1 箇所とする。また、総合案内所の開設場所は、関係機関と協議の上、主要駅等に設置する。

4 開設期間

会場受付案内所の開設期間は、各競技会の開催期間中とする。また、総合案内所の開設期間は、関係機関と協議の上、別に定める。

5 開設時間

(1) 会場受付案内所

開会行事または競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。

ただし、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、実情に応じて開設時間を変更することができる。

(2) 総合案内所

午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、実行委員会は実情に応じて開設時間を変更することができる。

6 業務内容

(1) 会場受付案内所

- ア 会場受付案内所の運営管理に関すること。
- イ 役員・視察員等の受付・案内に関すること。
- ウ 競技案内に関すること。
- エ 交通・宿舎・観光の案内に関すること。
- オ 一般観覧者及び障がい者への対応に関すること。
- カ 迷子・遺失物・取得物の受付に関すること。
- キ その他各種案内に関すること。

(2) 総合案内所

- ア 総合案内所の運営管理に関すること。
- イ 配布物の管理に関すること。
- ウ 交通アクセスの案内に関すること。

- エ 競技日程の案内に関すること。
- オ 観光案内に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

7 関係機関の協力

案内所の設置及び運営管理を円滑に行うため、関係機関の協力を得て、実施するものとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。